

「地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計」の廃止について

人権同和政策課 人権同和政策係

1 令和3年度をもって「地域改善地区住宅改修資金等貸付事業特別会計」を廃止し、令和4年度からは未納分の回収を一般会計において行います。

2 地域改善地区住宅改修資金等貸付事業とは

- ・この事業は、対象となる者に対して、住宅の新築・改修・宅地取得の資金等を低金利で貸付を行うことにより、住環境の整備改善を図ることを目的としています。
- ・昭和42年から平成9年まで本事業における貸付事業を行い、貸付金には起債の借入をし、対応していました。
- ・貸付件数等

| | |
|------|------------|
| 貸付件数 | 155 件 |
| 貸付額 | 557,500 千円 |

3 現況について

- ・現在の業務は、起債の償還及び貸付金の回収が主になっています。
- ・今年度末をもって起債の償還が終了いたします。
- ・貸付金未納額

| 件数 | 未納額 | (単位：円) | |
|----|------------|------------|-----------|
| | | 内、元金 | 内、利子 |
| 15 | 27,019,041 | 23,373,670 | 3,645,371 |

(令和4年1月末日現在)

4 今後について

- ・令和3年度で起債の償還が終了することから、貸付金の歳入等については、令和4年度から一般会計で管理します(令和4年度予算案計上済)。
- ・同特別会計廃止後も貸付の未納分については、継続して回収してまいります。